

第5回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年3月26日（火）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第5回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地の地目変更届について
- 議案第5号 現況証明申請について
- 議案第6号 南越前町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について

その他

- 令和6年度南越前町農作業標準料金について
- 令和5年度南越前町水田賃借料情報について
- 令和6年農業委員会の目標設定について
- 所有者不明農地について
- 農業用機械盗難防止対策について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4		4	岩端 猛志
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

2番 今村 晃一 ㊟

5番 井上 昇 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	定刻でございますので、ただ今から第5回南越前町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は岩端委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 今村委員と 5番 井上昇委員をお願いいたしたいと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山内会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から③を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、3件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>では議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は合波にお住まいの●●さんで、譲受人は合波にお住まいの●●さんです。申請地は合波●●の田 面積3,102㎡です。譲受後の●●さんの経営面積は、17,662㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページ赤色の → の先に赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、①農地のすべてを効率的に利用すること ②必要な農作業に常時従事すること ③周辺の農地利用に支障がないこと。この3つの要件を満たす必要があります。譲受人の秋田重敏さんは、農作業歴が65年あり、農業技術修学歴も3年あります。合波集落営農の一員として農地を耕作していますし、所有権移転後も耕作する予定ですので、先に説明しました許可する上での要件はすべて満たしていると考えられます。</p> <p>次に議案書1ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人は京都市にお住まいの●●さんで、譲受人は社谷にお住まいの●●さんです。申請地は社谷●●、●●の田 面積33㎡、1,849㎡です。譲受後の●●さんの経営面積は、15,361㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の3ページ赤色の → の先に赤色で塗りつぶしてある2箇所が申請地でございます。資料4ページは現地確認の様子です。</p>

	<p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、譲受人の●●さんの自宅から移転しようとする農地までは、500mほどの距離です。●●さんは相続で農地を受け継ぎましたが、農業の経験はなく、京都市在住では耕作することは難しいですので、社谷の●●さんの母●●が今後他の農地も含めて耕作するそうです。●●さんは長年農業をしておられていますし、許可する上での要件は満たしていると考えられます。</p> <p>では 3 件目、議案書 1 ページ番号③をご覧ください。</p> <p>譲渡人は静岡県清水区にお住まいの●●さんで、譲受人は越前市にお住まいの●●さんです。申請地は今庄●●の畑 面積 171 m²です。譲受後の●●の経営面積は、171 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の 5 ページ赤色の → の先に赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料 6 ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、●●さんは越前市の自己所有の土地で 48 年ほど農業をしておりましたが、越前市の農地は、すべて息子へ譲り、南越前町今庄●●(宅地)とこの今庄●●の畑と一緒に購入され南越前町に移住し、畑でたまねぎ、ネギなど栽培しながらゆっくりと暮らしていくそうです。このことから 3 条を許可する上での要件は満たしていると考えられます。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を加藤委員さんお願いします。</p>
加藤委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>3 月 14 日に現地確認を行い、山内会長と今村委員、事務局長、用田さん、私の 5 人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>番号①についてですが、農業の経験豊富な●●さんが、この農地を売買により所有権移転し耕作予定ということで、3 条を許可する上での要件はクリアしておりますし、問題ないと判断できます。</p> <p>番号②についてですが、亡父から農地を相続したが京都からきて耕作することは難しく、社谷在住の●●さんが売買により所有権移転し、母である●●さんが今後耕作していくということですので、こちらも許可する上で問題ないと判断できます。</p> <p>最後に番号③についてですが、越前市での農作業の経験が 48 年あり、今庄の宅地とその近くにある農地を購入されて、越前市から移住し畑をしていくということですので、許可する上での要件は満たしていくと判断できます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および加藤委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
小不動産委員	<p>質問というか要望ですが、今回 3 条案件が出ている中で、耕作者がいる場合、耕作者にもきちんと報告をしてほしいです。</p>
事務局長	<p>3 条案件では、売買により地主は変更するが、耕作者は変わらないという話でした。</p>
事務局	<p>申請者からの話と食い違いがあるかもしれませんので、譲受人、譲渡人、耕作者でもう一度話をさせていただけるよう今一度確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>3 条案件では、周辺の農地の集積集約に影響がある場合、農業委員会として許可をするべきかどうか議論しなければならない。</p>
小不動産委員	<p>周辺農地の集約集積に影響は無し</p>

議長	<p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい。それでは議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。</p> <p>申請人は西大道にお住いの●●さんです。</p> <p>申請地は西大道●●の田 1,347 m²のうち、487.98 m²に農業後継者住宅を建築するための転用申請でございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地への被害防止策といたしまして、建物は、南側隣接農地から6.5m離れて建築し、取水は上水道、汚水処理は、公共下水道を利用し、雨水の処理は、溜^{ため}枒^{ます}で処理し処理後は道路側溝に放流します。隣接地への土砂流出防止策としては、緩衝^{かんしょうち}地を設置します。</p> <p>位置につきましては、7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が全体の農地で、東側の道路沿いの一部が申請箇所です。8ページは現地確認の様子です。では、許可する上での判断について説明いたします。9ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、前々回の農業委員会で農振地から除外する申請がされている土地で資料の立地基準(B)第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則許可できません。ただ黄色で塗りつぶししているただし書きにて、その2行目で集落等に接続して住宅等を建設するなどの場合は許可できるとありますので例外として許可ができます。また右側の一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>申請箇所は、農振地であったことから、県の意見を聴く案件でございまして、5月に開催される県の常設審議委員会に上程し、その承認後に転用許可という形になります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を今村委員さんをお願いします。</p>
今村委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>私も3月14日先ほどの加藤委員と同様に現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、妙泰寺や妙高団地のすぐ近くの農地で、写真のとおりいびつな農地の形状で耕作もしていません。また機械が入るには難しい形をしており、担い手の利用集積に影響を及ぼすことはありませんし、農業後継者住宅を建築するということですので、例外に該当し、許可する上で、問題はないと判断できます。以上よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および今村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>

【議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号①から②を一括して議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。今回の農地法第5条第1項の許可申請は2件です。</p> <p>まず、議案書3ページ番号①でございますが、</p> <p>申請者は、●●で、高速道路床板取替工事の作業ヤードとして、湯尾●●ほか2筆の田、面積合計891㎡を一時的に借り受けるものです。貸付人は南越前町湯尾にお住いの●●さん他1名の方です。位置につきましては、10ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。11ページの写真は現地確認の様子ですが、写真で確認しますと少し農地へ土砂が搬入されています。これは業者が一時転用の場合、農業委員会の許可が必要だということを認識していなかったため、農業委員会の許可が必要だと知った時点で、事務局へ問合せがありました。すぐ工事を中止していただき、本来は農地へ戻すよう指示するところですが、経緯をお聞きし悪質ではないと判断できましたので、一時中止して許可を受けた後工事を再開していただくように説明をさせていただきました。</p> <p>この申請に際し、地権者との土地の賃貸借契約も締結され同意も得られていますし、令和7年3月31日までの一時転用期間満了後は農地として復元して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。9ページをご覧ください。</p> <p>湯尾●●、●●については(D)第3種農地の要件ア①に該当することから第3種農地でございます。第3種農地については原則許可が可能となっており、右の一般基準においても該当するものはございません。そして湯尾●●については(A)農振地に該当するため、原則は許可ができない農地となるのですが、黄色の但し書きで、一時的な利用で、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障が無い限り許可できるとなっており、今回の申請は一時的に借りて作業が終了しましたら農地に戻す予定ですので、許可できるとなります。</p> <p>次に議案書3ページ番号②でございますが、申請者は、●●で、公共事業の残土を農地に搬入するというので、議案書4ページのとおり40筆の田や畑 面積合計61,330㎡を一時的に借り受けるものです。譲渡人は、湯尾にお住いの●●さんほか31名です。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある40箇所が申請地です。13ページは現地確認の様子です。</p> <p>この申請に際し、地元総区長や農家組合長からの承諾も得られています。一時転用期間は令和6年7月から5年間と申請されておりますが、一時転用は3年までとなっておりますので、許可は3年までとさせていただきます。残土の運搬終了後は、当該農地を嵩上げて農地として復旧して地権者にお返しする予定です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。9ページをご覧ください。</p> <p>こちらも全ての農地が農用地区域内の農地でございますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を今村委員さんをお願いします。
今村委員	はい、報告いたします。

	<p>3月14日に先ほど同様に5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>まず番号①についてですが、湯尾の高速道路すぐ下の農地で、今現在も耕作している様子はなく、地権者との契約も締結しており、2年間作業ヤードとして使用、一時転用終了後は、地権者に返却するということですので問題ないと判断できます。</p> <p>また番号②についてですが、災害復旧工事による残土を農地に搬入し、嵩上げ後は、農地へ復旧する予定とお聞きしました。一時的な転用ですし、農地の耕作者や地権者にも了解を得ておりますので問題ないと判断いたします。以上ですよろしくお願いいいたします。</p>
議長	私から質問がありますが、一時転用が5年の申請が出ているは、3年しか許可をしないという事は、また更新の手続きが必要なのか
事務局	更新というより、今一度、5条の申請をしていただくこととなります。
事務局長	<p>福井県内でも残土を農地に積んで、そのまま放置するという悪質な例があった。悪質な時は行政指導をしなければならないという話も以前はありました。</p> <p>湯尾の場所は、令和4年の8月豪雨で災害になったが、令和5年度中に土砂を取り除いて令和6年から農地としてやっていこうという計画でしたが、公共事業でまだ災害土砂を搬入する場所を探しており、この機会にこの場所に土砂を入れて、嵩上げて農地改良していこうという話になった。</p>
井上重治委員	嵩上げて農地改良、農地の整備がされれば、耕作したいというものがでてくると思います。
加藤委員	災害土砂を入れて嵩上げてというのは、具体的にはどうするのか？土砂の上に田んぼ用の土をもう一度持ってくるのか？
事務局長	一度災害土砂を積んでおいて、その後ならしていく。そのならした所の上に作土をひくということ。
加藤委員	その田んぼの土を一旦取っておくのか？
事務局長	そうです。作土は作土で一旦仮置きしておきます。
議長	<p>他に何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第4号 農地の地目変更届について】	
議長	それでは、議案第4号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、甲楽城にお住いの●●さんで、申請地は、甲楽城●●の田、面積は、368㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料14ページをご覧ください。赤矢印で示している箇所が申請地です。15ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、今後は畑として利用することとしたいというものです。以上です。</p>

議長	はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を加藤委員さんお願いします。
加藤委員	はい、報告をさせていただきます。 さきほどと同じく現地確認を行ってまいりました。 申請地は、畦畔が大雨で崩れており、田としての利用が困難なことから畑に変更して農地を有効に利用していただけるということです。地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。 (質問なし) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第4号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。本案件は原案どおり可決いたします。
議長	該当の農地は、畑地化事業の対象にならないのか？
事務局長	災害によるやむを得ないことなので、畑地化事業の対象にはならないと思います。 該当の土地の写真を見てみますと、畦畔が崩れていますが、これは県の補助事業にて修繕する予定です。そのあと今後は畑として使用していくようです。
【議案第5号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第5号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 議案6ページをご覧ください。 申請人は福井市にお住いの●●さんで、申請地は社谷●●、面積1,436㎡で、登記地目は田、現況は宅地でございます。 位置につきましては、資料16ページをご覧ください。矢印で示している赤く塗りつぶしている箇所が申請地です。17ページの写真は現地確認の様子です。写真の中で、農業委員が立っている場所と今回申請している場所を一緒に埋め立て工事を行い、平成元年ごろから現在まで、工場の資材・車両置き場をして一体的に利用されており、今後も農地としては使用しないとのことで、現況に見合った地目に変更したいということで宅地である証明を申請されたというものです。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を今村委員さんお願いします。

今村委員	<p>はい、報告させていただきます。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、社谷のプールマー有限会社の工場のすぐそばにあり、しっかりと埋め立てがされている状態でした。今後も耕作する予定はないということで、現況に見合った地目にすることは、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および今村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第6号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	<p>次に、議案第6号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書の7ページ資料は18ページをお願いいたします。</p> <p>南越前町長より令和6年3月14日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。資料19ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和6年4月1日です。</p> <p>新規で利用権設定される計画の農地面積は20,730㎡、貸し手は7名で借り手は7名、筆数は全部で13筆です。利用権が再設定される計画の農地面積は43,815.95㎡、貸し手は18名で借り手は10名、筆数は全部で30筆です。</p> <p>20ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>令和6年3月28日の公告予定日です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第7号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について】	
議長	<p>次に、議案第7号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書の8ページ、資料は21ページをご覧ください。</p> <p>令和6年3月8日付けで南越前町長から農業委員会会長宛に地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について照会がありました。</p> <p>これは、昭和56年10月7日付け国土第409号国土庁土地局国土調査課長指示に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定は、調査の適正と不動産登記手続きにおける地目認定基準等との相互の運用上の整合性を図る趣旨等から、土地利用状況、土地利用の確実性などや埋め立て工事等の時期、経緯を調査し、農業委員会に照会をかけることになっております。</p> <p>今回、調査区域「今庄第10地区(湯尾④)」について地目変更対象が143筆ございます。このうち、田畑から非農地への変更が143筆、田から畑、畑から田への変更はありません。詳細については、22ページから36ページに添付されているとおりです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	地籍調査の担当課は？
事務局長	農林水産課です。
議長	ある程度場所を決めて、地籍調査を行うのか？
事務局長	そうです。湯尾が3,4年目となります。だいたい最終工程に入っていて、境界確認や閲覧も終わり、次確定したら登記の方に進めていきます。
議長	登記は職権でしていくのか。
事務局長	当然地主に土地の立ち合いしてもらい、境界等確認していただき、登記は職権で行います。
今村委員	この案件は、他の農業委員会で提出される地目変更とは何が違うのか？
事務局長	こちらは、国土調査法という中で、地籍調査して行う公的な手続きですし、地目変更の方は、民と民の契約に農業委員会が承認するということで、取っ掛かりが異なります。
加藤委員	調査前が田で調査後が学校用地となっていますが、賃借料はどうなっているのか？もう既に学校用地として取り扱いされているのか？
事務局長	実際には、田ではなく学校用地として利用されているはずです。 (学校用地で利用されることを確認しました。)
井上委員	登記を公的にやっていただけるのはとても助かります。
井上昇委員	登記して宅地になれば税金が上がるが、地主はわかっているのか？
事務局長	固定資産税は、現況課税がほとんどですので、宅地で課税されていると思います。 (宅地で課税されていることを確認しました。)
議長	<p>他にないので、採決いたします。</p> <p>議案第7号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【その他 令和5年度南越前町農作業標準料金について】	
議長	続きます、その他に移ります。まず、令和6年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>はい、令和6年度南越前町農作業標準料金についてというつづりが別にあります、その資料1ページをご覧ください。先月2月21日に農協支店長および農業委員会全員の参加にて令和5年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしましたので、確定した金額の報告ということで確認ください。ソバの金額が事務局に一任されていたと思いますが、県農業会議の伸び率を計算して決定させていただきました。</p> <p>この標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考にしていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで料金を取り決めていただきたいと思います。</p> <p>本日の報告を踏まえ、3月28日町ホームページに、広報誌は3月25日発行のものに掲載して周知いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
【その他 令和5年度南越前町水田賃借料情報について】	
議長	次に、令和5年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは水田賃借料情報について説明いたします。資料2ページをご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。</p> <p>今回、令和5年3月から令和6年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は16,100円、最高額30,000円、最低額2,000円、データ数は452筆です。今庄地区の平均額は5,500円、最高額7,600円、最低額2,000円、データ数は98筆でした。河野地区のデータはこの期間は利用権設定がありませんでした。</p> <p>集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は136筆、今庄地区は83筆、河野地区は0筆でございました。</p> <p>水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、3月28日に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
【その他】	
事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局からあと3点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、令和6年度農業委員会の目標についてです。資料3～5ページをご覧ください、令和6年度も主な取組といたしまして、遊休農地の確認や解消による取組、担い手への農地の集積集約、また令和7年3月末までに南越前町の農地の将来像を描いた目標地図の作成と地域計画の策定をしなければなりません。その元となる、人・農地プランを参考に集落での話し合いをすすめて、農業委員会、最適化推進委員、JA、担い手等関係機関が一体となった地域計画の策定ができるよう一緒によろしくお願いいたします。</p> <p>2点目ですが、資料6ページをご覧ください。カラーで、所有者不明農地についてご相談</p>

	<p>ください。と見出しがありますが、担い手への農地の集積集約をする際、所有者が分からない、相続人をたどっていけない場合があると思います。その時農業委員会は、配偶者と子どもまでを調べて意向をお聞きするかそれでもわからない場合は、2か月間の公告を行い、農地中間管理機構に貸すことができるというお知らせとなります。</p> <p>3点目は、資料7ページを確認してください。農業機械の盗難被害がありますので、ご注意くださいというお知らせとなります。また資料等確認して大切な機械を守ってください。その他以上です。</p>
議長	<p>そのほかの事項について何か質問はございませんか。 (質問・意見等)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>日程調整の前ではありますが、19日に異動の発表がありまして、用田が教育委員会へ変わります。4月からは奥谷というものが新しくやってまいりますので、よろしくお願ひします。</p>
用田	<p>8月から委員の皆様をお願いすることばかりでしたが、皆さんいつも快く引き受けてくださり事務の進行などスムーズに行うことができました。本当にありがとうございました。</p>
事務局長	<p>改めまして、次回農業委員会の日程でございますが、令和6年度初めての開催を来月5月に予定しております。事務局案といたしましては、5月24日(金)午後1時30分からということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、今回は、役場別館第1会議室で行いたいと思ひます。いかがでございましょうか。 (意見なし)</p>
事務局長	<p>それでは今回は5月24日(金)午後1時30分から、役場別館第1会議室で開催させていただきますと思ひます。次回の開催通知の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 以上をもちまして、第5回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願ひいたします。</p>
小不動産会長職務代理者	<p>それでは、本日は大変お疲れ様でございました。 令和6年度は地域計画を策定の大事な年です。皆さん協力して取り組みましょう。 また、次回も全員が元気にご参集いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
【閉会】 午後15時00分	